

○被害少年サポーター運用要領の制定について（例規通達）

令和2年9月1日

佐本人少発第156号

改正 令和4年6月29日佐本人少発第137号

被害少年サポーター運用要領の制定について（例規通達）

被害少年に対する継続的支援については、地域のボランティアと連携して実施することが効果的であるとして、平成9年に全国で「被害少年サポーター」モデル事業の運用が開始されたことに伴い、本県においても「協力ボランティア」の名称で運用を開始し、その後、平成14年に前記ボランティアの名称を「被害少年サポーター」と改め、活動内容の明確化を図り、運用を推進してきたところである。

この度、少年サポートセンターが継続的支援の活動の主軸を担い、対象となる被害少年の実態に即した支援を図るよう、推進体制及び活動形態等を改め、被害少年サポーターの運用要領を改定することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「被害少年サポーター制度運営要領の制定について（例規）」（平成14年1月22日付け佐本少発第20号）は、廃止する。

別添

被害少年サポーター運用要領

第1 目的

この要領は、被害少年サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

(1) 被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。

(2) 継続的支援

被害少年の精神的打撃の軽減を図るために、保護者の同意（当該少年が特定少年である場合は、本人の同意）を得て、生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）が行う、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援活動をいう。

(3) 実施担当者

生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）が作成す

る支援実施担当者名簿に登載された少年サポートセンターの少年補導職員等、継続的支援の実施に係る適任者として選任された者をいう。

第3 任務

サポーターは、被害少年のうち、継続的支援が特に必要と認められる少年（以下「対象少年」という。）及びその保護者に対し、実施担当者の指導・助言の下に相談活動等を行い、実施担当者と連携した支援活動を行う。

第4 推薦及び委嘱

- 1 人身安全・少年課長は、次に掲げる要件を備えサポーターとして適任と認める者を、被害少年サポーター推薦書（様式第1号）により、警察本部長に推薦するものとする。
 - (1) 県内に居住地を有すること。
 - (2) 少年の健全育成に深い関心を持ち、任務の遂行に熱意を有すること。
 - (3) 被害少年保護活動に対する理解と被害少年の心情を受け止めることができる幅広い人間性を有し、かつ、人格及び行動について模範的であること。
- 2 警察本部長は、1の推薦を受けた者が、サポーターとして適任であると認めたときは、委嘱状（様式第2号）及び被害少年サポーター証（様式第3号）を交付して委嘱するものとする。

第5 定数及び活動区域

サポーターの定数及び活動区域は別表のとおりとする。

第6 任期

- 1 サポーターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 サポーターの補欠により委嘱したサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。

第7 解嘱

- 1 人身安全・少年課長は、サポーターについて次に掲げる事由（以下「解嘱事由」という。）が生じた場合には、速やかに警察本部長に報告するものとする。
 - (1) 活動区域内に居住する者でなくなったとき。
 - (2) 刑罰法令に違反する行為、又は社会道徳上ふさわしくない行為があったとき。
 - (3) 心身の故障その他の理由から、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認めるとき。
 - (4) その他サポーターの任務を遂行することに適さない事由があると認めるとき。
- 2 警察本部長は、サポーターが解嘱事由に該当すると認めるときは、任期中にかかわらず、解嘱することができるものとする。

- 3 人身安全・少年課長は、サポーターに欠員が生じた場合は、速やかに、第4の規定に基づき、欠員が生じた活動区域内からその後任者を推薦するものとする。

第8 運用要領

- 1 人身安全・少年課長は、継続的支援の実施に当たり、サポーターの協力が必要であると認めるときは、個々の対象少年ごとに適任と認められるサポーターを活動区域内から選任し、協力を依頼するものとする。ただし、対象少年の実情を考慮し、人身安全・少年課長が適任と認める場合は、活動区域外のサポーターを選任することができる。
- 2 人身安全・少年課長は、サポーターの選任に当たり、対象少年に係る実施担当者の意見を尊重するとともに、当該対象少年の被害状況を踏まえ、サポーターの年齢、性別、職業、ボランティア経験等を勘案するものとする。また、対象少年が女子の場合には、必ず女性のサポーターを充てるよう留意するものとする。
- 3 実施担当者は、対象少年及びその保護者に対し、サポーターの任務、制度の趣旨等を説明してそれぞれの同意を得るものとする。また、保護者がサポーターの支援活動に同意した場合には、原則として活動開始前に同意書（様式第4号）を徴するものとする。
- 4 実施担当者は、サポーターが活動した際は、その状況等を被害少年サポーター活動結果報告書（様式第5号）に記録して、人身安全・少年課長に報告するものとする。また、人身安全・少年課長は、同報告を受けた場合、対象少年の住居地を管轄する警察署長と活動状況等について共有を図るものとする。
- 5 人身安全・少年課長は、対象少年が次のいずれかに該当する場合は、当該対象少年及びその保護者の同意を得た上でサポーターの運用を終了するものとする。
 - (1) 対象少年の精神的な打撃が軽減され、継続的支援を終了したとき。
 - (2) 上記に掲げるもののほか、サポーターの運用を終了する相当の理由があるとき。

第9 留意事項

人身安全・少年課長は、サポーター及び実施担当者に対し、次に掲げる事項を留意させるものとする。

- (1) サポーターは、民間の少年警察ボランティアであり、特段の権限を付与されるものではないことから、個々の活動は必ず実施担当者による指導助言の下に行うこと。
- (2) 対象少年と接する際は、実施担当者がサポーターに対し十分な指導を行うこと。
- (3) 対象少年からの個別相談又は対象少年への家庭訪問を行う必要がある場合には、実施担当者を含む2人以上の複数で対応すること。
- (4) サポーターの支援活動に当たっては、対象少年に二次的被害を与えることがない

よう、当該対象少年や関係者の人権に配慮すること。

(5) サポーターが支援活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らすことがないよう、委嘱時、協力依頼時等に文書等で確認の徹底を図ること。

(6) サポーターの支援活動に当たっては、被害少年サポーター証を携帯させること。

第10 研修

人身安全・少年課長は、サポーターが任務を遂行する上で必要な知識・技能等の向上を図るため、サポーターに対する研修会を定期的に開催するものとする。

第11 報償

サポーターの謝金については、別に定めるところによる。

第12 事務処理

サポーター制度の運用に関する事務は、生活安全部人身安全・少年課において行う。

別表（第5関係）

サポーターの定数

活動区域	警察署	定数
中部	佐賀南	2人
	佐賀北	
	小城	
東部	神埼	2人
	鳥栖	
西部	唐津	2人
	伊万里	
南部	武雄	2人
	白石	
	鹿島	
計		8人

様式第1号

佐賀県警察本部長 殿			佐本人少発第 号 年 月 日
被害少年サポーター推薦書			人身安全・少年課長
次の者を被害少年サポーターとして推薦します。			
被推薦者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生(歳)	
	職 業 勤 務 先		
	経 歴		
推薦理由			
備 考			

様式第2号

委 嘱 状

住 所

氏 名 様

あなたを被害少年サポーターに委嘱します
(任期 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

佐賀県警察本部長

警視長 氏 名 印

様式第3号

被害少年サポーター証
(表)

第 号	
被害少年サポーター証	
	住 所
	氏 名
	被害少年サポーターであることを 証明します。
	年 月 日 佐 賀 県 警 察 本 部 長 印

5.5cm

8.5cm

写真の大きさは2×3cmとする

(裏)

1 支援活動に従事するときは、本証を必ず携帯すること。また、活動に当たり被害少年サポーターであることを示す必要があるときは、本証を提示すること
2 本証を亡失し、又は盗難被害に遭ったときは、直ちに届け出ること
3 被害少年サポーターを解嘱されたときは、本証を生活安全部人身安全・少年課へ返納すること

様式第4号

同 意 書

被害少年サポーターによる支援活動に同意します。

年 月 日

本人

住所

氏名

生年月日 年 月 日生(歳)

保護者(少年との続柄)

住所

氏名

生年月日 年 月 日生(歳)

様式第5号

被害少年サポーター活動結果報告書

課 長	センター長	次 席	課長補佐	係 長	主 任	係
報告年月日						
被 害 少 年 サポーター						
対 象 少 年						
保 護 者						
活動年月日						
活 動 内 容						
備 考						

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号